

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、A県B市所在のCの代表者であったところ、平成〇年〇月〇日、同市所在の会社D（以下「会社」という。）からの依頼を受け、従業員2名と共に下水管清掃作業中、高圧洗浄機のノズルが請求人の頭部に当たり負傷した（以下「本件事故」という。）。

請求人は、負傷当日、E病院に受診し「脳挫傷、頭蓋骨骨折」（以下「本件傷病」という。）と診断され、入院加療した。請求人は、その後、F病院に転医し、入院療養後、再びE病院に転医し、通院加療した。

請求人は、本件傷病は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人は労災保険法上の労働者とは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人が労災保険法上の労働者と認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び請求代理人（請求人及び請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、本件事故当時、請求人は会社に雇用された労災保険法上の労働者であったと主張する。

(2) 請求人は、本件の休業補償給付の請求理由について、「このたび労災請求した理由については、私も弟も息子も会社の労働者という認識ではありませんが、あくまでも会社の指揮命令のもとで行った作業であり、私自身が自営業者として指揮命令していた現場でなく、労務員として入った現場で労災がかかっていると思ったからです。」と述べている。また、請求人は、Cの代表者であり、取引先としては、会社の外、GやHから頼まれて労務提供した旨、会社から依頼があった場合であっても、他の仕事が入っている時は断ることもあった旨、そして、C独立時から所得税は個人事業主として青色申告をしていた旨申述している。

(3) 請求人がCの代表者であることは、請求人の妻も上記陳述書で述べており、会社社員Iも、「会社の人には請求人のことを『社長』と呼んでいましたのでCの事業主だと思っていた。」と申述している。

(4) そうすると、請求人は、自他共に認めるCの代表者であることは争いのない事実であると判断せざるを得ない。請求人らは、請求人が、本件事故時は会社の労働者であったことを、会社からの指揮監督などを理由に縷々主張するが、元請、下請の請負関係がある以上、元請事業場である会社から指示を受けることは当然のことであり、このことを根拠に本件事故時には、会社の労働者であったという請求人らの主張を採用することはできない。

(5) なお、請求人のような代表者が仕事中に被災した災害については、本来的に労災保険の関与するところではないが、代表者自らも経営する会社の従業員と同じような作業する場合は、任意であるが、様々な要件を前提に労災保険法第33条等に基づく特別加入が認められており、本件傷病の労災補償がなされるとすれば、この特別加入によるものであることを付言する。

3 以上のおりであるので、請求人は労災保険法上の労働者であるとは認められず、請求人の本件傷病について同法による保険給付の対象とすることはできない。

したがって、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のおり裁決する。